

避難行動要支援者の支援にご協力ください

問 総務課 防災対策室 (Tel64-1502)
 介護支援課 高齢者支援係 (Tel64-1570)
 介護支援課 介護保険係 (Tel64-1555)
 福祉事務所 福祉総務・障がい者福祉係 (Tel64-1530)

地域で見守り支え合い

高齢者・障がい者などの
 要支援者を地域で見守り、
 支え合い、災害に備える

災害が発生したとき、被害を軽減するためには、まずは迅速で適切な避難が欠かせません。高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人(避難行動要支援者)の情報を事前に把握し、日頃から見守り支え合うことができる地域づくりが求められています。



避難行動要支援者名簿

- 市では、災害対策基本法に基づき、避難支援等のため「避難行動要支援者名簿」を備えています。要支援者名簿には、次のいずれかに該当する人を登録しています。
- 1 介護保険の要介護認定(3~5)を受けている人
 - 2 身体障害者手帳(1級・2級)の交付を受けている人
 - 3 療育手帳(A)の交付を受けている人
 - 4 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている人
 - 5 行政区長、民生委員などが支援の必要を認めたる人
 - 6 自ら名簿への登録を求めている人で市長が認めたる人
- ※過去の要援護者名簿に登録されている人も登録しています。また、登録された人で名簿情報の提供に同意する人については、平常時から行政区長、民生委員などへ名簿を提供し、日頃の見守り活動や個別支援計画作成の働きかけなどに活用します。

個別支援計画について

災害時に避難支援を円滑に実施するには、避難する際の協力者をあらかじめ見つけておき、日頃から地域での支援体制を構築しておくことが重要です。

個別支援計画は、避難行動要支援者を効果的に支援するため、より詳細な情報を記載した計画です。希望する人は、「個別支援計画作成申出書」を市へ提出してくだ

さい。この申出書には、要支援者本人の情報、緊急連絡先となる家族や親族の情報、支援に協力する協力者の連絡先などを記入します。協力者は、隣近所の住民などで、事前に登録の同意を得てください。「協力者」は地域のボランティアとして協力をするもので、責任を伴うものではなく、できる範囲での協力となります。

個別支援計画の活用

提出された個別支援計画の情報は、市の支援システムに登録し、関係部署において情報を管理します。登録が完了したら、要支援者本人には、緊急連絡用の「防災カード」および、そのカードを入れる容器「救急情報キット」を配付します。これは、緊急時に救急隊などに情報を的確に伝えるための入力で、冷蔵庫などに貼付することができます。また、要支援者の支援の取り組みについては、地域内の連携が必要です。登録された情報は、地域のなかで支援に関わる人々や団体など(行政区長、民生委員、社会福祉協議会など)と共有を図ります。

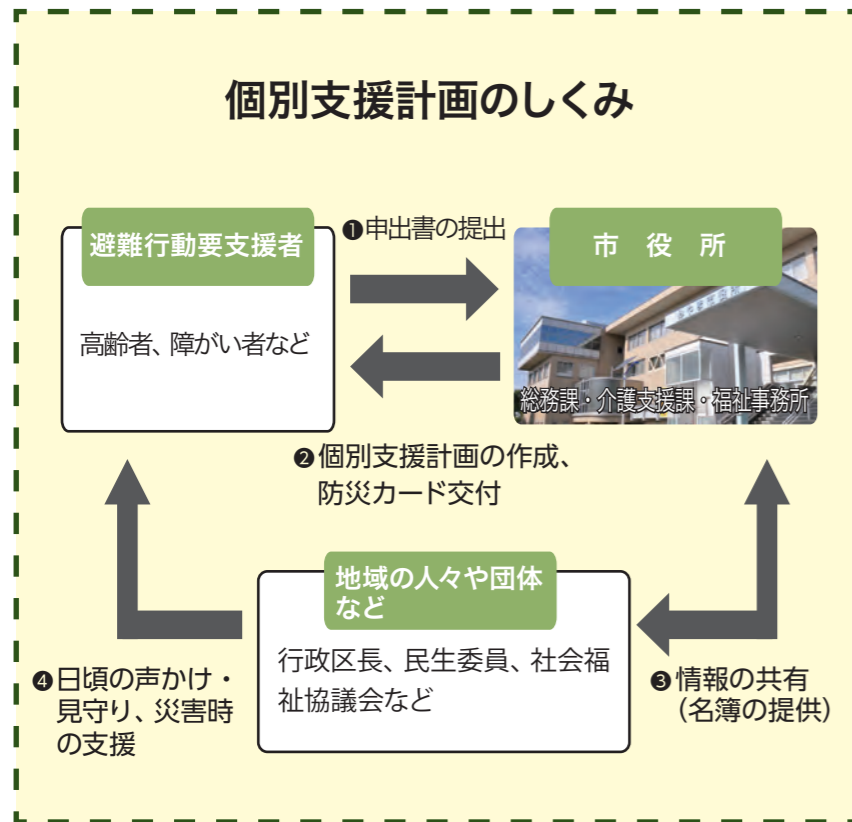
地域での支援体制を構築しましょう

市では、1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えていきます。地域のなかで孤立しないよう、日頃から声かけや見守り活動等を実施するなど、地域の支援体制を構築することが、災害が発生したときの避難支援や安否確認などに役立ちます。また、自主防災組織の設立支援および地域で実施する避難訓練などの支援も行っています。

登録情報の更新

登録された情報は、日々古くなつていきます。市では、年1回をめぐりに情報更新を行っています。要支援者の健康状態や支援者の異動情報は、市で把握できない部分がありますので、地域の皆さんから情報提供をいただきながら随時更新を図っています。

個別支援計画のしくみ



皆さんの地域でも、日常的に地域で見守り支え合う、災害に強い地域づくりをめざして、関係機関との連携のもと、ともに助け合うことができる安全安心のまちづくりを推進しましょう。

平成24年九州北部豪雨を経験して… 本郷校区まちづくり協議会

平成24年九州北部豪雨では、河川の損壊による家屋の全半壊や浸水被害など、本郷地区に大きな爪あとを残しました。中でも避難行動要支援者の避難体制などができていなかったことが課題となりました。



▲河川の損壊による浸水



この災害を受け、翌年から避難訓練を実施しています。本郷校区まちづくり協議会では独自の避難の基準を設け、早めの避難を呼びかけています。地域全体で避難支援の取り組みを進め防災意識の向上を図っています。



避難訓練後には反省会を開催し、問題点や課題を共有することで今後の防災活動につなげています。